

京都市個人情報保護審査会答申第24号の概要

答申年月日	平成18年10月4日
請求内容	戸籍謄抄本等交付請求書
請求者	本人
所管課	中京区役所区民部市民窓口課
所管課の決定	一部開示決定
所管課の主張	<p>1 本市では、法令等を遵守し、適正に戸籍謄抄本等の交付事務を取り扱っているところであり、本件戸籍謄本等交付請求は、戸籍法第10条及び住基法第20条に基づく手続きを経てなされたものである。</p> <p>2 第三者である戸籍謄本等交付請求者は、当該請求内容等を他人に公開されることを予期しておらず、本件非開示部分は、条例第16条第2号の「通常他人に知られたくない」と認められるものに該当する。</p>
異議申立人の主張	<p>1 法務省令で定める場合（戸籍に記載されている者からの請求や弁護士等が職務上請求を行う場合等）を除き、その事由を明らかにしなければならないとあるが、どの様に明らかにされ請求者に交付されたのか。</p> <p>2 実施機関は法令等を遵守し、適正に戸籍謄抄本等の交付事務を取り扱っていること主張するが、「確認」という目的だけで、他人に戸籍謄本等を簡単に交付するのか。</p>
審査会の判断	<p>1 第三者である戸籍謄本等交付請求者の請求手続に形式的適法性が認められたとしても、当該請求者のプライバシー保護は無条件に与えられるのではなく、これに規範的制限を加えることは社会的に許容されているものとするのが肝要であり、戸籍法第10条第3項及び住基法第12条第5項を準用する同法第20条第2項においても、請求事由が不当な目的によることが明らかな場合は、これを拒むことができるとされている。</p> <p>2 家族関係の秩序を保つという戸籍の公示目的の趣旨から照らしても、戸籍謄本等交付請求者の請求事由の不当目的は否定できず、少なくとも本件においては、同請求者が正当な権利利益を有していると評価する根拠が乏しいといえる。</p> <p>3 本件非開示部分は戸籍謄本等交付請求者の個人情報であるとはいえ、戸籍及び戸籍の附票登載者である異議申立人にとってみれば、自分の戸籍及び戸籍の附票を第三者にみだりに開示されない利益は保護に値する。異議申立人にとって、誰が、どのような理由で自分の戸籍謄本等の交付を受けたのかを知ることは、自己情報のコントロール権を積極的に認め、自己情報本人開示請求制度を創設した条例の趣旨に合致するものであると考えられる。</p> <p>4 以上の点から、当審査会は、本件非開示部分は条例第16条第2号に該当せず、実施機関が行った個人情報一部開示決定について、個人情報開示決定に変更すべきであると判断する。</p>